

令和7年3月27日

利根町長 佐々木 喜章 様

利根町下水道事業運営協議会
会長 坂野 喜隆

利根町下水道事業経営戦略について（答申）

利根町下水道事業運営協議会規則（昭和55年3月27日規則第4号）に基づき、令和6年9月20日付け利生下第88号により、本協議会に諮問のあった経営戦略改定及び下水道使用料適正化について、利根町下水道事業経営戦略（案）を慎重に審議した結果、本経営戦略は適切であるとの結論に達しましたので、答申いたします。

なお、経営戦略の推進にあたっては、下記の事項に配慮され、まちづくりの将来像であります「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に努められるよう要望いたします。

記

1. 健全な経営の確保について

未接続者に対しては、今後も補助金制度の活用も含め公共下水道への理解を促すなど、使用料収入の確保を図り、また一方で、公共下水道の趣旨を踏まえて、町が負担している繰出金については、引き続き必要な財源として確保に努められたい。

2. ウォーターPPPについて

財政状況の悪化、施設の老朽化、技術者の不足などを背景とし、ウォーターPPPの導入可能性に関する調査を行っている状況にある。今後は、その調査結果を踏まえてウォーターPPPの導入を検討していくこととなるが、引き続き当協議会に対しての情報提供や意見交換ができるよう努められたい。

3. 下水道使用料の適正化について

現行の下水道使用料体系では、経費を回収できない状況が続くことが見込まれるなかで、今後において下水道使用料の適正化を検討することは、使用者が受益に見合う負担とする独立採算制の原則から必要なものとする。

ただし、使用料の改定にあたっては、引き続き慎重な検討と、十分に住民等の理解が得られるよう、丁寧な説明に努められたい。

4. 本経営戦略の推進について

本経営戦略の推進にあたっては、投資計画等の進捗状況と財政状況の確認を毎年度実施し、見直しにあたっては、計画値と実績の乖離状況について検討のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など必要な改善策に取り組むこと。